

岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化対策及び子育て支援を目的として、満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子等（以下「子等」という。）を3人以上養育している保護者に対し、子等のうち第3子以降で岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在籍している児童生徒（以下「児童等」という。）に係る学校給食費の無償化に関する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、子等を3人以上養育している世帯の保護者（以下「対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岩倉市に住所又は居所を有すること。
- (2) 学校給食費を滞納していないこと。
- (3) 子等のうち第3子以降の者が岩倉市立学校設置条例に規定する学校に在籍していること。

(対象経費)

第3条 事業の対象経費（以下「対象経費」という。）は、対象者の第3子以降の子等に係る学校給食費とする。

(無償化の決定等)

第4条 市長は、事業の対象者を住民記録システムから抽出し、決定するものとする。ただし、第2条各号のいずれにも該当する者のうち世帯を別にする子等がいるものが無償化の決定を受けようとする場合は、第3子以降学校給食費無償化申請書兼請求書（様式第1）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、その内容を審査し、無償化の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により無償化の決定をしたときは第3子以降学校給食費無償化決定通知書（様式第2）により対象者に、前項の規定により無償化を却下とする決定をしたときは第3子以降学校給食費無償化却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

(無償化の方法)

第5条 無償化は、対象者の対象経費を不徴収とする方法により実施するものとする。ただし、前条第2項の規定により無償化を決定した場合において、無償化を決定するまでに学校給食費を徴収しているときは、申請のあった年度において徴収した学校給食費を還付するものとする。

(実績報告書)

第6条 対象者の児童等が在籍する小中学校の校長は、給食実施の翌月の10日までに当該児童等に係る第3子以降学校給食費実績報告書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(無償化の停止)

第7条 対象者が第2条の要件を欠くに至ったときは、無償化を停止するものとする。

2 前項の規定により無償化を停止したときは、第3子以降学校給食費無償化停止通知書(様式第5)により通知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

（宛先）岩倉市長 殿

第3子以降学校給食費無償化申請書兼請求書

申請者（保護者） 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____

学校給食費の無償化について、次のとおり申請します。

1 保護者が扶養している同一生計の子等の状況

	氏名	生年月日	在籍する学校等	学年・組	添付書類
1		年 月 日			<input type="checkbox"/>
2		年 月 日			<input type="checkbox"/>
3		年 月 日			<input type="checkbox"/>
4		年 月 日			<input type="checkbox"/>
5		年 月 日			<input type="checkbox"/>
6		年 月 日			<input type="checkbox"/>

※申請する年度の4月1日現在で18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子等（未就学児を除く。）を記載ください。

※同一生計であるが、就職・就学等により世帯を別に行っている子等についても記載ください。

2 振込口座

金融機関名	銀行 本店 金庫 農協 支店							
預金の種類	普通・当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義	※保護者（申請者）名義の口座を記入してください。							

※裏面へ続く

3 扶養事実申立及び承諾

この申請書に記載の子等を扶養していることに相違ありません。また、申請書の内容を確認するため、私および私の子等の住民基本台帳、公的扶助等について市が保有する情報を利用し、又は関係機関に照会をすることを承諾します。なお、このことについて私の子等全員の同意を得ています。

申請者（保護者）氏名 _____

※表面の「保護者が扶養している同一生計の子等の状況」に記載した子等を扶養していることが確認できる書類（健康保険証や源泉徴収票等）の写しを添付してください。ただし、就学前の子等については、添付する必要はありません。

(貼り付け欄)

様式第2（第4条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

第3子以降学校給食費無償化決定通知書

このことについて、岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化事業要綱第4条の規定に基づき、下記の児童生徒に係る学校給食の無償化を決定しましたので通知します。

記

児童生徒名	
学校名・学年	岩倉市立 学校 第 学年
要件	次のいずれにも該当する人 (1)岩倉市に住所または居所を有すること (2)学校給食費を滞納していないこと (3)子等のうち第3子以降の者が岩倉市立学校設置条例に規定する学校に在籍していること。

※上記の要件に該当しなくなったときは、無償化を停止します。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

様

岩倉市長

印

第3子以降学校給食費無償化却下通知書

このことについて、岩倉市立小中学校児童生徒第3子以降学校給食費無償化事業要綱第4条の規定に基づき、下記の児童生徒に係る学校給食費の無償化を却下とする決定をいたしましたので通知します。

記

児童生徒名	
学校名・学年	岩倉市立 学校 第 学年
無償化を不可とする理由	
備考	学校給食費は、引き続き食数に応じて徴収します。

様式第 5 (第 7 条関係)

年 月 日

様

岩倉市長

印

第 3 子以降学校給食費無償化停止通知書

岩倉市立小中学校児童生徒第 3 子以降学校給食費無償化事業要綱第 7 条の規定に基づき、下記の児童生徒に係る学校給食費の無償化を停止しましたので通知します。

記

児童生徒名	
学校名・学年	岩倉市立 学校 第 学年
停止の理由	